

平成 22 年 1 月 22 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

全 国 銀 行 協 会

主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 21 年 12 月 25 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	Ⅲ-2-3-5-2(1)①	報酬委員会等が報酬体系の設計・運用、監視を行う「グループの役職員」の範囲は、各金融機関が、それぞれの事業内容、グループ会社構成等を踏まえ、自主的な判断にもとづき決定可能という理解でよいか。	多様な業務を行い、傘下に多数のグループ会社を抱える金融機関において、仮に、すべてのグループ会社の役職員を報酬委員会等の対象とし、一元管理することとなれば、実務上困難であり、管理の実効性低下にもつながる懸念がある。
2	Ⅲ-2-3-5-2(1)①	「経営陣」とは、「取締役」(社外取締役を除く)との理解でよいか。また、「執行役」および「執行役員」は含まれるか。	確認のため。
3	Ⅲ-2-3-5-2(1)②	「重大な影響を及ぼさないことの確認」とは、具体的には、給与・賞与テーブルの設定を通じた総人件費の管理や、業績連動性の高い高額な報酬水準を採用している役職員の報酬体系・水準の監視等を通じ、重大な影響を及ぼさないことを確認するとの理解でよいか。	確認すべき水準、手段を明確にするため。
4	Ⅲ-2-3-5-2(1)③	「リスク管理部門と密接な連携」とは、業績連動性の高い高額な報酬水準の役職員がいる場合に、例えば、当該者について事後に期中リスク管理上の問題の有無について情報交換する等の対応を行うといった理解でよいか。	具体的な連携方法等を明確にするため。
5	Ⅲ-2-3-5-2(2)①	リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬の独立性に関連し、会社全体の業績に従業員全体の賞与ファンドが連動することは、独立性を損なうものではないという理解でよいか。	リスク管理部門やコンプライアンス部門であっても、会社全体の業績に賞与等のファンドが連動することは一般的であり、それが問題とはならないことを明確化するため。
6	Ⅲ-2-3-5-2(2)②	「グループ全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員」の定義は、各金融機関の判断に委ねられるとの理解でよいか。	確認のため。
7	Ⅲ-2-3-5-2(2)②	「業績連動部分」には、会社全体、部門あるいは個人の定量的な業績評価に、リスク管理・コンプライアンス管理等の定性的な評価を加味した総合的な評価を行ったうえで、一定のテーブルに応じて決定される報酬は含まれないという理解でよいか。	特に国内営業店では、このような報酬体系が考えられるが、リスク管理上重要な影響を及ぼすようなケースは少ないと考えられるため。
8	Ⅲ-2-3-5-2(2)④	「業績連動部分」の定義の明確化と「縮小する設計」については、例えば、「報酬額のうち業績連動分は、当該個人の業績のみならず、銀行の業績を反映するものになっているか」という理解でよいか。	「個人の報酬は、個人のパフォーマンスのみならず、銀行のパフォーマンスに連動すべき」という趣旨が適当と考える。

	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
9	Ⅲ-2-3-5-2(2)⑤	「役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法」の対象については、各金融機関がそれぞれの業務内容やグループ会社構成等を踏まえた自主的な判断で決定されるという理解でよいか(例えば、役員や上級職員等に限定することが認められるという理解でよいか)。	確認のため。
10	Ⅲ-2-3-5-3	監督の対象はあくまで報酬体系についてであり、役員個別の報酬の支給実績やその根拠となる評価結果までには及ばないという理解でよいか。	確認のため。